公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３３２１号
福岡県大野城市南ケ丘２丁目20番３号
債務者　中山　澄江
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　卓弥
4　破産債権の届出期間　平成23年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９号
北海道滝川市本町２丁目３番５号
債務者　田鎖隆太郎
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
秋田県大館市釈迦内字台野道上９番地２10―31号、前住所秋田県大館市釈迦内字稲荷山下38番地２
債務者　メガネのシャリオこと　菅原　章伊
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３１９１号
福岡市中央区平和３丁目８番２―201号
債務者　後藤　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　康裕
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３１８号
福岡市南区屋形原５丁目10番48―207号、前住所福岡県大野城市月の浦３丁目11番３号
債務者　藤田　芳孝
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳沢　賢二
4　破産債権の届出期間　平成23年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２２号
福岡市西区石丸２丁目10番４号
債務者　稲森　光一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本岡　大祐
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３号
福岡県筑紫野市石崎３丁目37番17号　エスポワール中原Ⅰ―202号
債務者　古賀　　充
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　博俊
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４号
福岡県朝倉市平塚1662番地２
債務者　福本　浩美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　訓敬
4　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６号
山形県米沢市中田町658番地の３県営中田第一アパート１号124号室
債務者　島津　一彦
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木本　茂樹
4　破産債権の届出期間　平成23年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２５号
岡山市南区三浜町２丁目２番20号、住民票上の住所岡山市中区桑野411番地17
債務者　大塚　　努
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　破産債権の届出期間　平成23年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
岡山市南区三浜町２丁目２番20号
債務者　四宮　清子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　破産債権の届出期間　平成23年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２号
岡山市北区東古松３丁目12―22　アリベ東古松201号、住民票上の住所岡山市中区円山833番地
債務者　横山　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　秀一
4　破産債権の届出期間　平成23年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０号
福島県白河市東三坂山17番地118
債務者　星　　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯坐麻里子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
茨城県東茨城郡大洗町桜道531番地　フレグランスタナカ201
債務者　小野瀬光子（旧姓木部）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　憲生
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
水戸地方裁判所